

第3次島根県企業局経営計画 (骨子)

平成27年10月

島根県企業局

計 画 の 目 次

第 1 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨
2. 計画の位置付け
3. 計画の期間

第 2 企業局を取り巻く情勢の変化

第 3 経営方針

1. 経営理念
2. 基本方針

第 4 経営方針に基づく取り組み

1. 電気事業
 - (1) 概況
 - (2) 現状と課題
 - (3) 目指す方向
 - (4) 実現方策
 - 目標と行動計画
 - 投資計画
 - 財政計画
 - 今後の経営見通し
2. 工業用水道事業
 - (1) 概況
 - (2) 現状と課題
 - (3) 目指す方向
 - (4) 実現方策
 - 目標と行動計画
 - 投資計画
 - 財政計画
 - 今後の経営見通し
3. 水道事業
 - (1) 概況
 - (2) 現状と課題
 - (3) 目指す方向
 - (4) 実現方策
 - 目標と行動計画
 - 投資計画
 - 財政計画
 - 今後の経営見通し

4. 宅地造成事業

- (1) 概況
- (2) 現状と課題
- (3) 目指す方向
- (4) 実現方策
 - 目標と行動計画
 - 投資計画
 - 財政計画
 - 今後の経営見通し

5. 各事業に属さない取り組み

- (1) 概況
- (2) 現状と課題
- (3) 実現方策
 - 目標と行動計画

第5 計画の推進体制

- 1. 計画の進行管理
- 2. 計画達成状況の公表

第 1 . 計画の基本的な考え方

1 . 計画策定の趣旨

- 島根県企業局は、常に企業としての効率性を発揮し、県民生活に欠かすことのできない電気や水道用水の供給、並びに地域経済発展に不可欠な工業用水道の供給や工業団地の整備を通じて、地域住民の福祉の向上、地域社会の発展に寄与していくことを目的として事業を行っている。
- この事業目的を果たすため、取り組みの方向性や目標を明らかにした「島根県企業局経営計画」を策定し、計画に掲げた目標の達成に向けて取り組んできた。
- 第 2 次島根県企業局経営計画の計画期間が平成 2 7 年度末に終了することから、現計画の考え方を基本としつつ、企業局をとりまく情勢の変化や、新たな課題等にも対応し、所要の見直しを行なった第 3 次島根県企業局経営計画を策定する。

2 . 計画の位置付け

- 島根総合発展計画を踏まえ、島根県企業局の役割を果たすための経営の指針として策定する。
- 総務省が「経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むための中長期的な経営の基本計画」として公営企業に策定を求めている「経営戦略」に位置付ける。
- 厚生労働省が「長期的視点を踏まえた戦略的な水道事業のマスタープラン」として水道事業体に策定を求めている「水道事業ビジョン」に位置付ける。

3 . 計画の期間

- 平成 2 8 年度（2 0 1 6 年度）から平成 3 7 年度（2 0 2 5 年度）までの 1 0 年間。
- 計画中期の 5 年を目途に実績を検証し、必要に応じ計画の見直しを行う。

第 2. 企業局を取り巻く情勢の変化

(1) 経済情勢

- 日本経済は、リーマンショックや東日本大震災、急激な円高などにより後退傾向にあったが、金融政策、財政政策及び成長戦略により緩やかな回復基調が続いている。
- 島根県においても、景気は緩やかな回復を続けている。

(2) 人口の減少

- 平成 27 年に策定された「島根県総合戦略」では、2060 年の島根県人口の目標値として 47 万人が示された。
- 人口の減少は社会活力や企業活動の低下を招き、水道用水需要の減少をはじめとして、企業局が行っている全ての事業に影響を及ぼすものと懸念される。

(3) 電力システム改革

- 国は、「安定供給の確保」、「電気料金の最大限の抑制」及び「需要家の選択枝や事業者の事業機会の拡大」を目的に「電力システム改革」に取り組んでおり、平成 28 年 4 月には「小売及び発電の全面自由化」が実施される。
- 電力システム改革が目的の一つとする「需要家の選択枝や事業者の事業機会の拡大」が進めば、企業局の売電先についての選択枝が拡大していくことが予想される。
- また、「電気料金の最大限の抑制」を受け、市場競争により電気の卸売価格が低下することも予想される。

(4) 再生可能エネルギーの導入促進

- 国は、エネルギー自給率の向上、地球温暖化対策、エネルギー産業の育成を図ると共に、再生可能エネルギーが日本のエネルギーを支える存在となることを目指し、コストの高い再生可能エネルギーの導入を促進するため、平成 24 年 7 月に再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT）をスタートさせた。
- 本県においても、再生可能エネルギーの導入は、地域資源の利活用による新産業の創出及び雇用の拡大に伴う地域の活性化、非常時のエネルギー確保による地域防災力の強化など、広範多岐にわたる効用をもたらすと期待されている。
- 平成 27 年 2 月県議会では、「島根県再生可能エネルギーの導入の推進に関する条例」が制定された。
- 平成 27 年 9 月には、「再生可能エネルギー及び省エネルギーの推進に関する基本計画」が策定された。

(5) 施設の老朽化

- 高度経済成長期に構築された社会資本が耐用年数を迎えつつあり、老朽化に起因

する事故が発生するなど、社会資本の老朽化が顕在化し、その維持管理が課題となっている。

- 平成25年秋の臨時国会で「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災などに資する国土強靱化基本法」が成立し、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することとされた。
- 本県においても、同様に多くの施設が老朽化してきていることから、これら施設の長寿命化や、大規模地震も想定した施設の再整備が必要となっている。

(6) 危機管理

- 近年頻発している集中豪雨や地震などの自然災害をはじめ、発生が予測できない非常事態にも迅速な対応ができるよう、日頃から危機管理を意識した体制を整備しておくことが求められている。
- 電気や工業用水、水道用水は、県民生活や企業活動に不可欠であり、県民生活などに支障が生じないよう危機管理対策の充実が必要となっている。

第3．経営方針

1．経営理念

○島根県企業局は、常に企業としての効率性を発揮し、県民生活に欠かすことのできない電気や水道水の供給、並びに地域経済発展に不可欠な工業用水道の供給や工業団地の整備を通じて、地域住民の福祉の向上、地域社会の発展に寄与していく。

2．基本方針

(1) 顧客本位の経営

自然災害や事故に備えた危機管理体制の強化や、老朽化した施設や設備の計画的な更新・再整備、技術力の維持・向上に取り組むことにより、顧客の視点に立った質の高いサービスを安定的に提供する。

(2) 経営基盤の強化

施設や設備の更新・再整備、業務の一層の効率化やコスト削減、新規顧客の開拓などにより、経営基盤の強化に取り組む。

(3) 環境の保全や地域への貢献

再生可能エネルギーの維持・拡大や、社会の一員として地域活動への参加を継続することにより、地球環境の保全や地域貢献に取り組む。

(4) 信頼される公営企業経営

各事業の現状や経営状況についての的確に情報を提供し、県民に理解され、信頼される経営を行う。また、経営的な視点も含め、これからの企業局を支える幅広い視野を持った人材の育成に努める。

第4. 経営方針に基づく取り組み

1. 電気事業

(1) 概況

- 電気事業は、戦後復興期の電力増強の要請に応じ、三成発電所を建設したことを始まりとしている。
- その後、新規ダム建設に参画したエネルギー開発や、既設ダムを活用した水力発電に積極的に取り組み、純国産エネルギーでありベースロード電源でもある水力発電の一翼を担ってきている。
- 近年では、地球温暖化問題や東日本大震災後の電力需給の逼迫などを受け、再生可能エネルギーや分散型電源の導入が求められており、水力発電に加えて、風力発電や太陽光発電にも取り組みを広げている。
- 地域資源である水力や風力、太陽光といった再生可能エネルギーを利用し発電を行うことにより、当該地域におけるエネルギーの確保や安定供給に寄与している。
- また、地域の活性化、二酸化炭素排出量の縮減による地球環境の保全、及び環境保全意識の啓発にも寄与している。

(事業全体の収支状況)

(単位：百万円)

区 分	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
収 益	1,651	1,826	2,235	2,731
うち発電電力料	1,584	1,712	2,128	2,096
費 用	1,570	1,611	1,795	1,912
当期純損益	81	215	440	819
うち経常損益	70	210	444	597

【水力発電】

- 昭和29年6月に運転開始した三成発電所を始まりとし、平成28年3月現在、12発電所、13発電機で水力発電を行っている。
- 平成21年10月には、監視制御を東部事務所に一極集中化し、経営の効率化を図っている。
- 勝地発電所と八戸川第三発電所、志津見発電所は、平成24年度のFITの認定により、勝地発電所と八戸川第3発電所は平成33年5月まで、志津見発電所は平成43年7月まで同制度の適用を受ける。
- 三成ダムは、日本における最初期の本格的なアーチダムであることから、平成27年9月11日に「土木学会選奨土木遺産」として承認された。

※「土木学会選奨土木遺産」は土木遺産の顕彰を通じて歴史的土木建造物の保存に資することを目的として平成12年度に創設された認定制度。

(施設概要)

発電所名	所在地	運転開始	最大出力 (kW)	備考
三成発電所	仁多郡奥出雲町	S29. 6	2,830	
飯梨川第一発電所	安来市広瀬町	S43. 4	3,000	
飯梨川第二発電所	安来市広瀬町	S43. 11	1,400	
飯梨川第三発電所	安来市広瀬町	H 3. 4	250	
志津見発電所	飯石郡飯南町	H23. 4	1,700	FIT 適用
八戸川第一発電所	江津市桜江町	S33. 1	6,300	1、2号機
八戸川第二発電所	江津市桜江町	S51. 4	2,500	
八戸川第三発電所	江津市桜江町	H12. 10	240	FIT 適用
勝地発電所	江津市桜江町	H12. 10	770	FIT 適用
三隅川発電所	浜田市三隅町	S36. 4	7,400	
御部発電所	浜田市三隅町	H 2. 4	460	
矢原川発電所	益田市美都町	S36. 9	100	
12発電所 計			26,950	

(供給実績)



(収支状況)

(単位：千円)

区 分	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
収 益	1,231,328	1,211,207	1,559,477	1,925,859
うち発電電力料	1,203,575	1,196,019	1,513,012	1,491,947
費 用	1,092,828	1,081,212	1,177,098	1,266,218
当期純損益	138,500	129,995	382,379	659,641
うち経常損益	138,500	129,995	382,379	455,741

- 平成24年度に導入された固定価格買取制度が一部の発電所に適用され、高い売電単価となったため、平成25年度以降、高水準の純利益となった。

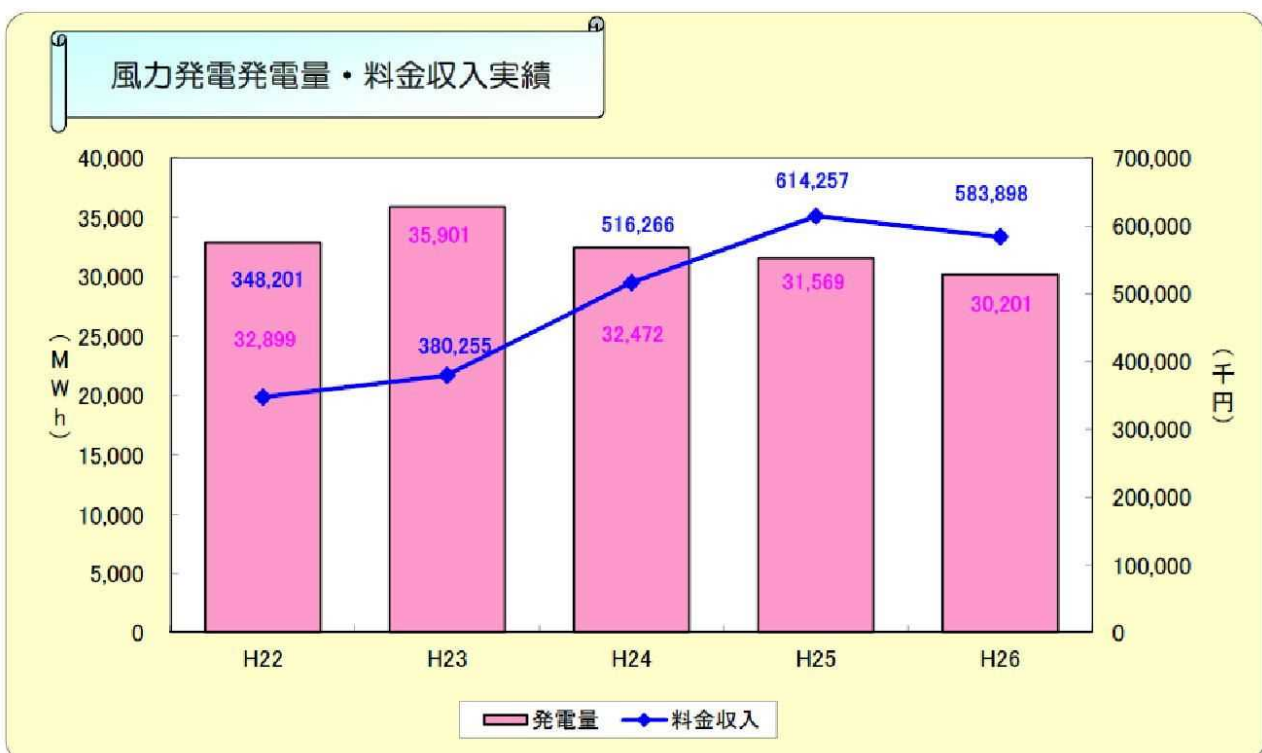
【風力発電】

- 平成16年2月に企業局最初の風力発電所である隠岐大峯山風力発電所の運転を開始し、平成21年2月には、公共団体として国内最大規模となる江津高野山風力発電所の運転を開始した。
- 大峯山風力発電所の保守管理に関する経験が、後発の高野山風力発電所の耐雷対策などに生かされている。
- 平成24年度にFITの認定を受け、大峯山風力発電所は平成36年5月まで、高野山風力発電所は平成41年4月まで同制度の適用を受ける。

(施設概要)

発電所名	運転開始	最大出力 (kW)	備考
隠岐大峯山風力発電所	H16. 2	1,800	600kW×3基
江津高野山風力発電所	H21. 2	20,700	2,300kW×9基
2発電所 計		22,500	

(供給実績)



(設備稼働率 %)

発電所名	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
大峯山	80.0	70.0	56.5	77.9
高野山	90.0	88.3	80.9	80.9

$$\text{※設備稼働率} = \frac{\text{全時間} - \text{故障及び点検による停止時間}}{\text{全時間 (24時間} \times \text{日数)}} \times 100$$

(設備利用率 %)

発電所名	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
大峯山	26.2	19.8	13.8	21.0
高野山	18.3	16.9	17.0	15.1

$$\text{※設備利用率} = \frac{\text{全時間における発電電力量}}{\text{最大出力} \times \text{全時間 (24時間} \times \text{日数)}} \times 100$$

(収支状況)

(単位：千円)

区 分	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
収 益	420,375	615,319	675,010	785,135
うち発電電力料	380,255	516,266	614,257	583,898
費 用	477,443	529,653	617,545	634,389
当期純損益	▲57,068	85,665	57,465	150,746
うち経常損益	▲57,068	80,453	60,887	131,990

- 平成24年度に導入された固定価格買取制度が適用され、高い売電単価が保証されたため、平成24年度以降、黒字化している。

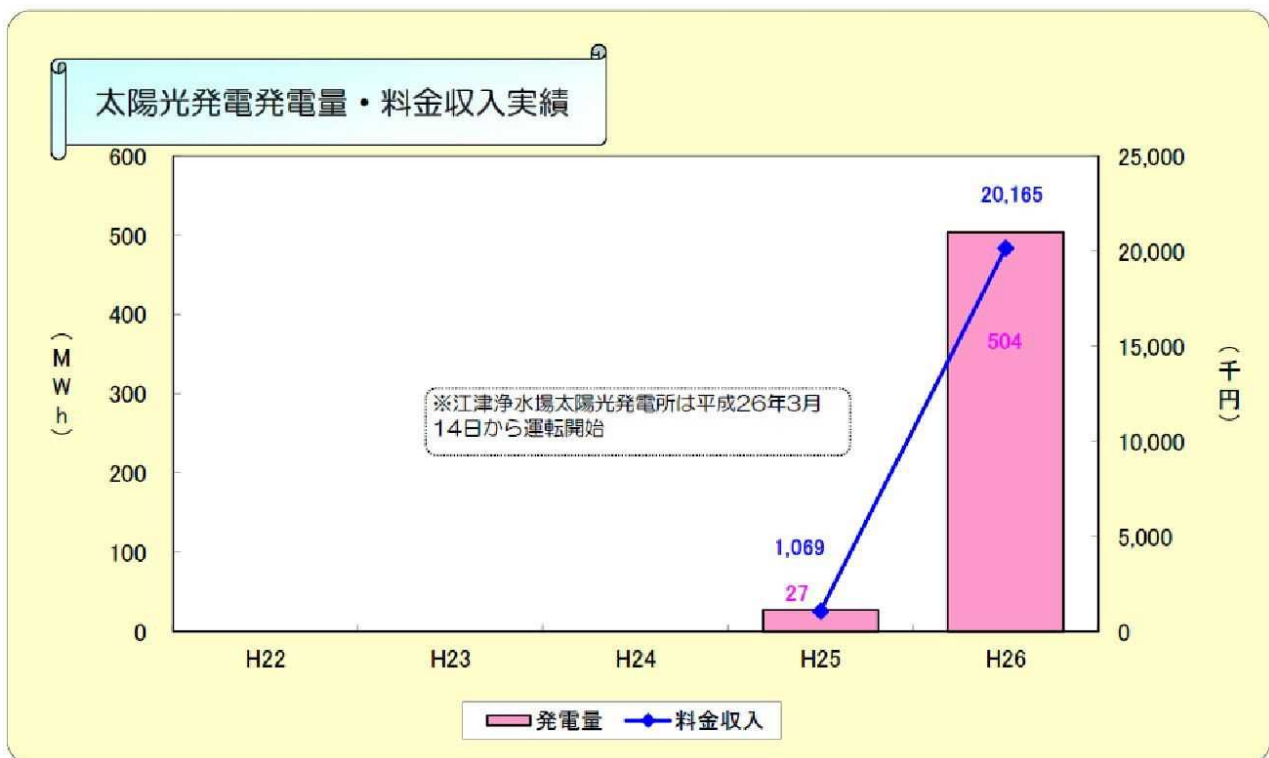
【太陽光発電】

- 平成26年3月に企業局最初の太陽光発電所である江津浄水場太陽光発電所の運転を開始した。
- 平成28年3月に三隅港臨海工業団地及び江津地域拠点工業団地で、平成29年2月に県営石見空港の管理敷地内で新規太陽光発電所の運転を開始する。
- 全ての発電所がFITの適用を受ける。

(施設概要)

発電所名	運転開始	最大出力 (kW)	備考
江津浄水場太陽光発電所	H26. 3	430	
江津地域拠点工業団地太陽光発電所	H28. 3	1,200	
三隅港臨海工業団地太陽光発電所	H28. 3	1,800	
(建設中：石見空港太陽光発電所)	H29. 2見込	(3,490)	
3 発電所 計		3,430	

(供給実績)



(設備利用率 %)

発電所名	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
江津浄水場	—	—	—	13.4

(収支状況)

(単位：千円)

区 分	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
収 益	—	—	1,069	20,165
うち発電電力料	—	—	1,069	20,165
費 用	—	—	0	10,443
当期純損益	—	—	1,069	9,722
うち経常損益	—	—	1,069	9,722

○運転開始当初から固定価格買取制度が適用され、黒字を確保している。

(2) 現状と課題

①施設の老朽化

- ・既存の水力発電所の多くは、運転開始から60年以上経過した三成発電所をはじめとして老朽化しており、経年劣化による故障や動作不良等のトラブルも多く発生してきている。
- ・老朽化した施設の更新を計画的に進めていく必要がある。

②再生可能エネルギーの導入促進

- ・国は、平成24年7月に再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT）をスタートさせた。
- ・本県においても、平成27年2月県議会で「島根県再生可能エネルギーの導入の推進に関する条例」が制定され、平成27年9月には「再生可能エネルギー及び省エネルギーの推進に関する基本計画」が策定された。

③電力システム改革の進展

- ・電力システム改革が進めば、企業局の売電先についての選択肢が拡大していくことが予想される。
- ・また、市場競争により電気の卸売価格が低下することも予想される。

④太陽光発電所の保守管理

- ・平成29年3月運転開始予定の「石見空港太陽光発電所」を含めて、4箇所の太陽光発電所の保守管理を行うこととなる。
- ・運転開始後の状況を踏まえ、適切な保守管理体制の構築を図る必要がある。

⑤故障停止時間の縮減

- ・発電の施設・設備について、事故や故障の防止及び事故や故障が発生した際の迅速な復旧を図る必要がある。
- ・風力発電所は、長期間の故障停止などによる低い設備利用率が経営の安定を図るうえで大きな課題となっており、引き続き故障停止時間の縮減に取り組む必要がある。

⑥風車騒音などへの適切な対応

- ・地元住民からは風車騒音や低周波音などに対する色々な声があり、地元説明会を行うなど丁寧に対応してきた。
- ・国が検討を進めている新たな基準などを踏まえ、今後も適切に対応する必要がある。

(3) 目指す方向

- これまで培った知識と経験を生かし、地域の資源である水力や風力、太陽光といった再生可能エネルギーを利用した発電の維持・拡大に取り組む。
 - こうした取り組みにより、地域におけるエネルギーの確保や安定供給に寄与していく。
 - また、地域の活性化、二酸化炭素排出量の縮減による地球環境の保全、及び環境保全意識の啓発にも寄与していく。
-
- 主な取り組み
 - ①老朽化した水力発電所のリニューアルを行う。
 - ②施設の適切な維持管理を行うことで、安定した電力供給を図る。
 - ③小水力発電所の新規開発検討や技術支援に取り組む。
 - ④電力システム改革など、電気事業に関する国の動向等を注視し、的確に対応していく。

(4) 実現方策

○目標と行動計画

(目標)

- ①電力の安定供給
- ②地球環境への貢献
- ③適正な利益の確保
- ④地域社会への貢献

(行動計画)

- ①水力発電所のリニューアル
- ②施設の適切な維持管理
- ③小水力発電所の新規開発検討
- ④太陽光発電所の建設
- ⑤太陽光発電所保守管理体制の構築
- ⑥小水力発電に係る技術支援
- ⑦電力システム改革の進捗に応じた対応
- ⑧風車騒音などへの適切な対応
- ⑨利益の活用検討

○投資計画

○財政計画

- ①資本的収支

○経営見通し

- ①収益的収支
- ②積立金等

2. 工業用水道事業

(1) 概況

- 工業用水道事業は、中海周辺地区の企業を供給先とする飯梨川工業用水と、江津地域拠点工業団地の企業を供給先とする江の川工業用水により、企業活動に必要な工業用水を供給している。
- 低廉で安定した工業用水の供給により、重要なインフラとして地域の産業を支えている。

(事業全体の収支状況)

(単位：百万円)

区 分	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
収 益	164	191	286	1,777
うち給水収益	148	148	152	156
費 用	185	245	323	2,576
当期純損益	▲21	▲54	▲37	▲799
うち経常損益	▲21	▲54	▲13	11

【飯梨川工業用水】

- 県営布部ダムを水源とし、昭和44年から安来市（安来地区、荒島地区）、松江市（揖屋地区、馬潟地区）の企業に給水を始めた。
- 給水能力は日量34,000m³で、平成27年4月現在、日量20,000m³を給水している。

(施設概要)

供給開始：昭和44年6月

水 源：布部ダム

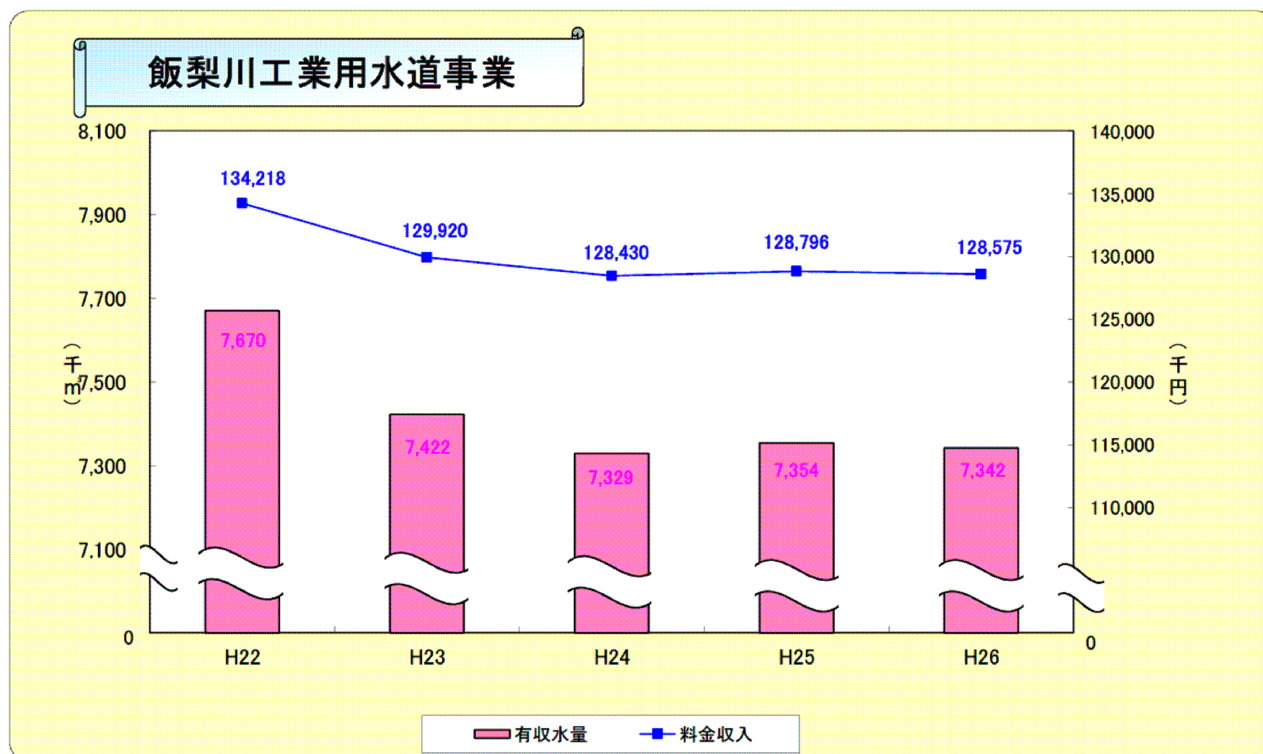
供給先：松江市、安来市の企業

平成28年4月現在 30企業31事業所

給水能力：日量34,000m³

基本料金：17円50銭/m³

(供給実績)



(収支状況)

(単位：千円)

区 分	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
収 益	130,949	130,501	129,240	133,235
うち給水収益	129,920	128,430	128,796	128,575
費 用	119,948	122,047	117,299	133,818
当期純損益	11,001	8,454	11,941	▲583
うち経常損益	11,001	8,454	11,941	34,390

○平成21年の料金改定以降、収支は、ほぼ均衡している。

【江の川工業用水】

- 県営八戸ダムを水源とし、平成8年から江津地域拠点工業団地の企業に供給を始めた。
- 給水能力は日量15,000m³で、平成27年4月現在、日量8,208m³を給水している。

（施設概要）

供給開始：平成8年8月

水 源：八戸ダム

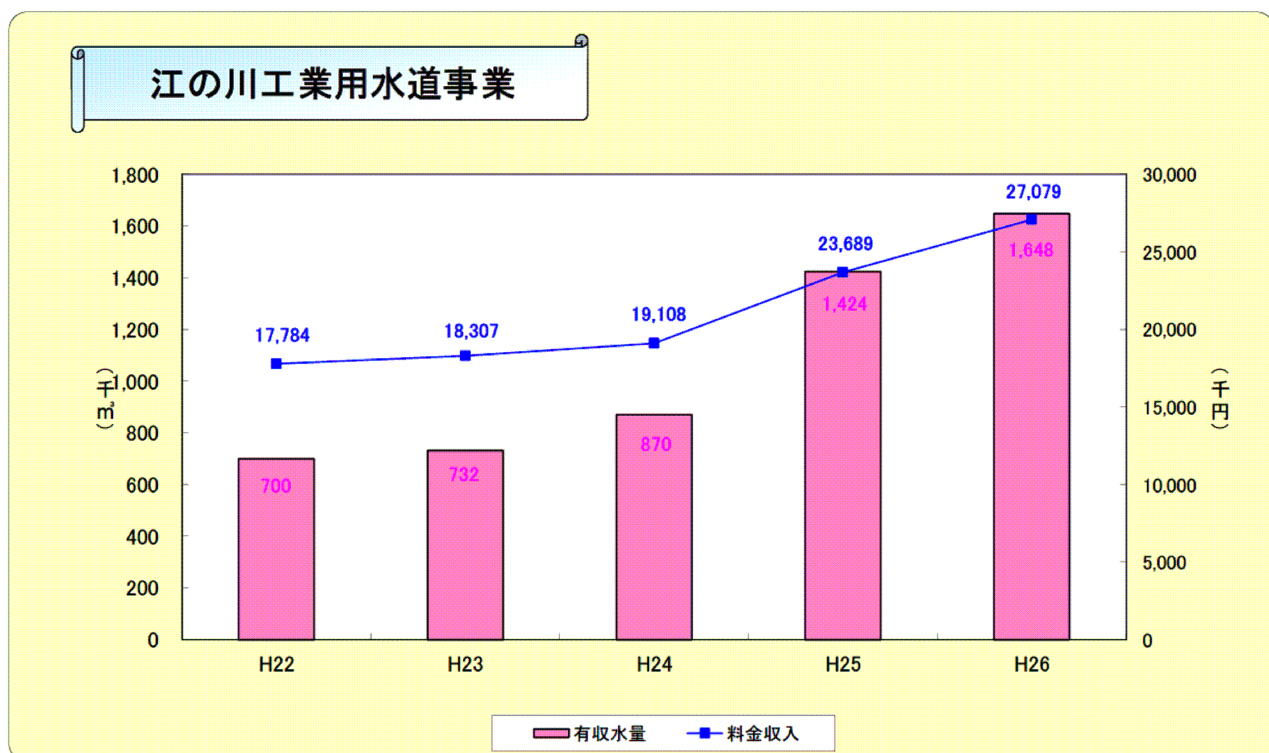
供給先：江津地域拠点工業団地の企業 3社

給水能力：日量15,000m³

基本料金：45円/m³（400m³ /日以下）

20円/m³（400m³ /日超）

（供給実績）



（収支状況）

（単位：千円）

区 分	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
収 益	33,140	38,310	33,478	1,643,612
うち給水収益	18,307	19,108	23,689	27,079
費 用	65,515	100,581	59,108	2,442,062
当期純損益	▲32,375	▲62,271	▲25,630	▲798,451
うち経常損益	▲32,375	▲62,271	▲25,630	▲23,366

○平成8年度以降毎年度、純損失を計上している。

(2) 現状と課題

① 施設の老朽化

- ・ 飯梨川工業用水施設は、給水開始から50年近く経過し、管路の法定耐用年数である40年を超えている。
- ・ 江の川工業用水施設は、一部の施設で建設から30年以上経過しているものもあり、管路の法定耐用年数である40年に近づいている。
- ・ 老朽化による漏水等のトラブルも発生してきている。
- ・ 老朽化した施設の長寿命化や更新を計画的に進めていく必要がある。

② 事故や故障の防止と迅速な復旧

- ・ 工業用水道の施設・設備について、事故や故障の防止及び事故や故障が発生した際の迅速な復旧を図る必要がある。

③ 経営の改善

- ・ 飯梨川工水は、平成21年度の料金改定により一旦収支は均衡したものの、用水需要が減少傾向にあることや、施設の老朽化対策等が必要であることから、今後の収支は悪化が予想される。
- ・ 江の川工水は、平成26年度から平成27年度にかけて新規契約等により契約水量が増加し、収支が改善したものの、経営は依然として厳しい状況にある。
- ・ 新規ユーザーの開拓による給水量の増加、業務の一層の効率化やコスト削減はもとより、料金のあり方についても検討する必要がある。

(3) 目指す方向

- 地域の産業を支える重要なインフラの一つである低廉な工業用水を、安定して供給する。
- 主な取り組み
 - ①将来の水需要に見合う施設規模や耐震化対策の検討を行い、「工業用水道施設更新計画」を策定する。
 - ②適切な施設の維持管理を行うことで、安定した用水供給を図る。
 - ③新規需要の開拓やコスト縮減など、経営の改善に取り組む。

(4) 実現方策

○目標と行動計画

(目標)

- ①工業用水の安定供給
- ②経営の改善
- ③新規需要への対応

(行動計画)

- ①更新計画の策定
- ②施設の適切な維持管理
- ③新規需要の開拓
- ④経費の縮減

○投資計画

○財政計画

- ①資本的収支

○経営見通し

- ①収益的収支
- ②積立金等

3. 水道事業

(1) 概況

- 水道事業は、市町村単位での水源開発は困難であり、総合的な立場として県の事業として水源確保を行い用水供給を行うもの。
- 昭和44年から給水を始めた飯梨川水道を始まりとし、昭和60年からは江の川水道、平成23年からは斐伊川水道の給水を始めた。
- 県民生活に不可欠である「安全で良質」な水道用水を安定して供給することにより、県民生活を支えている。

(事業全体の収支状況)

(単位：百万円)

区 分	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
収 益	1,822	1,755	1,755	2,063
うち給水収益	1,717	1,696	1,696	1,666
費 用	1,685	1,730	1,684	2,017
当期純損益	137	25	71	46
うち経常損益	251	80	71	58

【飯梨川水道】

- 布部ダムを水源とし、昭和44年から松江市、旧東出雲町に、昭和48年7月には安来市に給水能力日量16,000m³で給水を始めた。
- 水需要の増加が見込まれることから、山佐ダムを水源として、松江市、旧東出雲町、旧八束町及び安来市を対象に日量36,000m³を供給する第1期拡張事業（山佐系）に着手し、昭和55年5月からは松江市、旧東出雲町に、昭和57年6月から八束町に、昭和59年7月から安来市に給水を開始した。

(施設概要)

供給開始：昭和44年6月（水源：布部ダム）

昭和55年5月（水源：山佐ダム）

水 源：布部ダム、山佐ダム

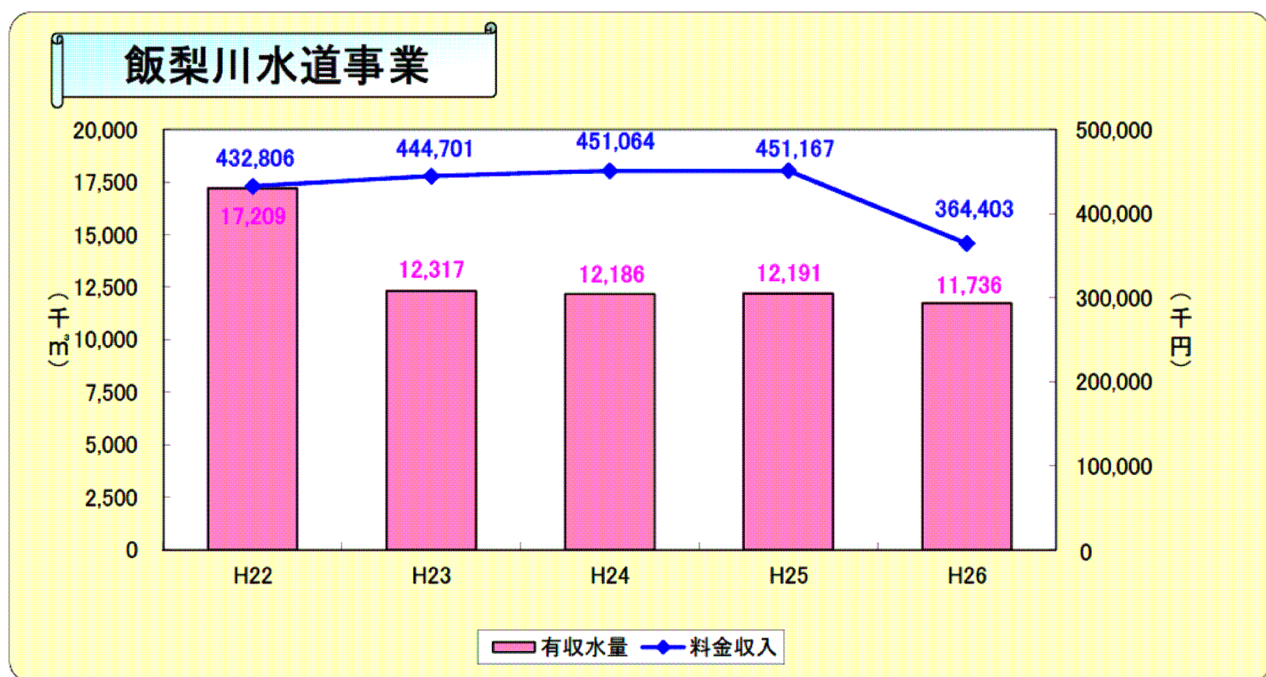
供給先：松江市、安来市

給水能力：日量52,000m³

(内訳)

給水先	給水能力(m ³ /日)
松江市	40,000
安来市	12,000
計	52,000

(供給実績)



(収支状況)

(単位：千円)

区 分	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
収 益	464,843	453,154	458,816	394,176
うち給水収益	444,701	451,064	451,167	364,403
費 用	532,757	453,972	429,996	387,742
当期純損益	▲67,915	▲818	28,820	6,435
うち経常損益	45,864	54,026	28,820	11,678

○運営に必要な費用に対応する給水収益を確保しており、収支は概ね堅調に推移している。

【斐伊川水道】

○国土交通省の尾原ダムを水源とし、平成5年から島根県水道用水供給事業の第2期拡張事業に着手し、平成23年度から松江市、出雲市、雲南市、斐川宍道水道企業団に給水能力日量35,400m³で給水を始めた。

(施設概要)

給水開始：平成23年4月1日

水 源：尾原ダム

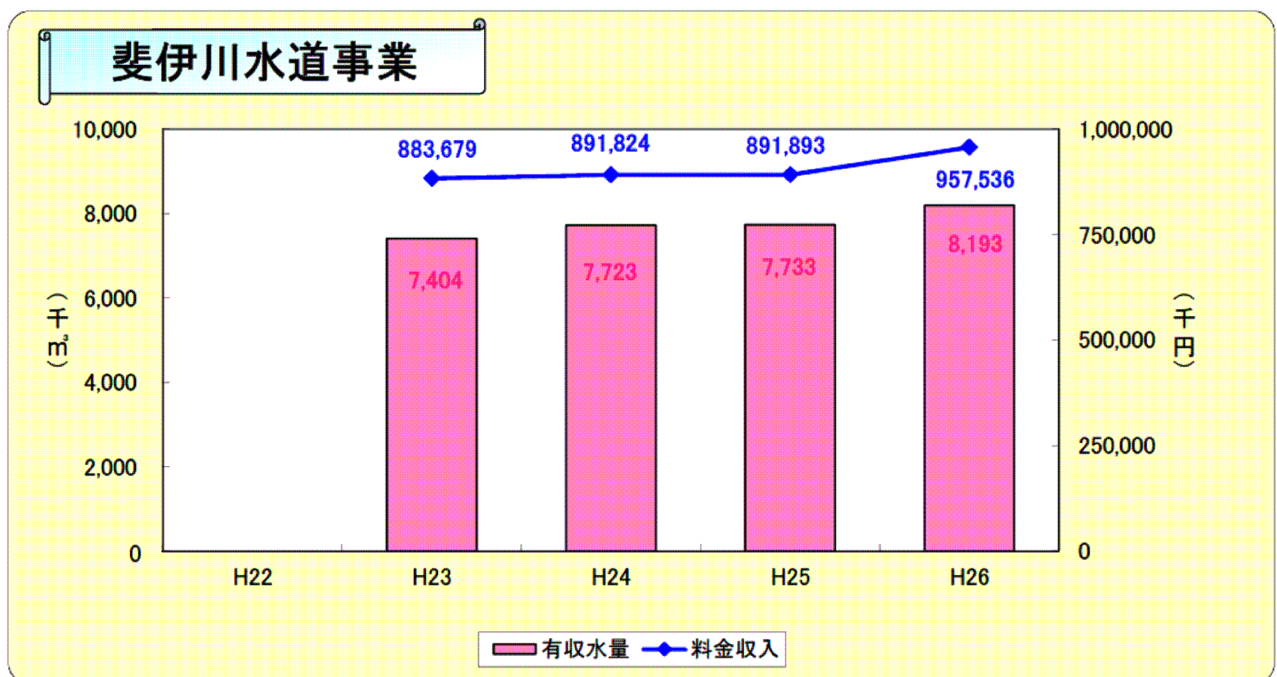
供給先：松江市、出雲市、雲南市、斐川宍道水道企業団

給水能力：日量35,400m³

(内訳)

給水先	給水能力(m ³ /日)
松江市	30,747
出雲市	3,600
雲南市	1,000
斐川宍道企業団	53
計	35,400

(供給実績)



(収支状況)

(単位：千円)

区 分	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
収 益	893,490	893,026	898,157	1,242,848
うち給水収益	883,679	891,824	891,893	957,536
費 用	809,270	926,058	913,098	1,225,121
当期純損益	84,220	▲33,032	▲14,941	17,727
うち経常損益	84,220	▲32,968	▲14,941	20,087

○運営に必要な費用に対応する給水収益を確保しており、収支は概ね堅調に推移している。

【江の川水道】

○県営八戸ダムを水源とし、昭和60年から、江津市、大田市、旧温泉津町及び旧仁摩町に給水能力日量27,000m³で給水を始めた。

○料金対策として、料金を10年間平準化し、送水施設の一部を平成27年度末に受水団体に移管する。

(施設概要)

供給開始：昭和60年4月

水 源：八戸ダム

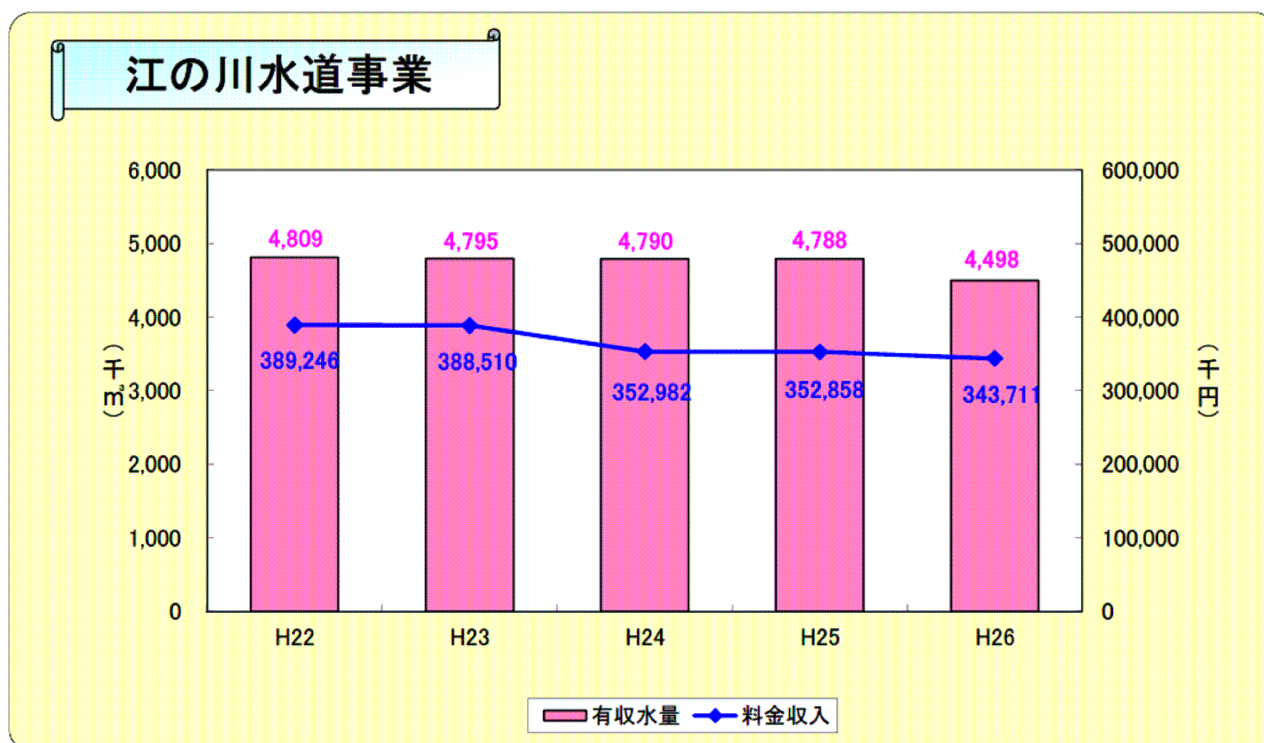
供給先：大田市、江津市

給水能力：日量27,000m³

(内訳)

給水先	給水能力(m ³ /日)
大田市	17,500
江津市	9,500
計	27,000

(供給実績)



(収支状況)

(単位：千円)

区 分	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
収 益	464,266	408,574	397,806	425,320
うち給水収益	388,510	352,982	352,858	343,711
費 用	343,235	350,220	341,755	404,544
当期純損益	121,030	58,355	56,051	20,776
うち経常損益	121,030	58,355	56,051	25,379

○運営に必要な費用に対応する給水収益を確保しており、収支は概ね堅調に推移している。

(2) 現状と課題

①施設の老朽化

- ・飯梨川水道は給水開始から40年以上が経過し、管路の法定耐用年数である40年を超えている。
- ・江の川水道も給水開始から30年以上が経過し、管路の法定耐用年数である40年に近づいている。
- ・老朽化した施設の長寿命化や更新を計画的に進めていく必要がある。

②給水量の減少対応

- ・今後の人口減少や節水型社会の進展により、水需要は減少していくことが見込まれる。
- ・将来的には水需要が減少するとしても、現在の需要に対応した施設を維持していく必要があり、需要に応じた施設能力の見直しや更新時期、施設の運用方法について検討する必要がある。

③渇水時等の対応

- ・渇水や事故・故障時にも安定的な給水を確保するため、受水団体と共に水運用について検討する必要がある。

④安全で良質な水質の維持

- ・今後も継続して安全で良質な水道水の供給していく必要がある。

⑤事故や故障の防止と迅速な復旧

- ・取水から送水に至る施設・設備について、事故や故障の防止及び事故や故障が発生した際の迅速な復旧を図る必要がある。

(3) 目指す方向

- 県民生活に不可欠である安全で良質な水道用水を、安定して供給する。
- 主な取り組み
 - ① 将来の水需要に見合う施設規模や耐震化対策の検討を行い、「水道施設更新計画」を策定する。
 - ② 適切な施設の維持管理や水質の検査・監視により、安全で良質な水道水を安定して供給する。

(4) 実現方策

○ 目標と行動計画

(目標)

- ① 水道用水の安定供給
- ② 安全で良質な水質の維持
- ③ 健全経営の確保
- ④ 給水量減少への対応

(行動計画)

- ① 更新計画の策定
- ② 水運用の検討
- ③ 施設の適切な維持管理
- ④ 適切な水質の検査・監視と運転管理
- ⑤ 水安全計画の策定と実践
- ⑥ 経費の縮減

○ 投資計画

○ 財政計画

- ① 資本的収支

○ 経営見通し

- ① 収益的収支
- ② 積立金等

4. 宅地造成事業

(1) 概況

- 宅地造成事業は、松江市に江島工業団地を、江津市に江津地域拠点工業団地を造成・分譲している。
- 工業団地の造成・分譲を通じ、企業誘致の推進という島根県の施策の一翼を担い、県内の産業振興や雇用の場の確保に寄与している。

(事業全体の収支状況)

(単位：百万円)

区 分	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
収 益	7	39	23	432
うち売却収益	5	37	20	427
費 用	8	38	23	434
当期純損益	▲1	1	0	▲2
うち経常損益	▲1	1	0	1

【江島工業団地】

- 昭和48年に製造業及び流通関連等幅広い業種で形成される工業団地を目指して造成を開始した。
- 交通の利便性や各種優遇制度などを背景として分譲を進め、分譲率は92.8%となっている。

(施設概要)

造成工事：昭和48年度着手 平成3年度完成

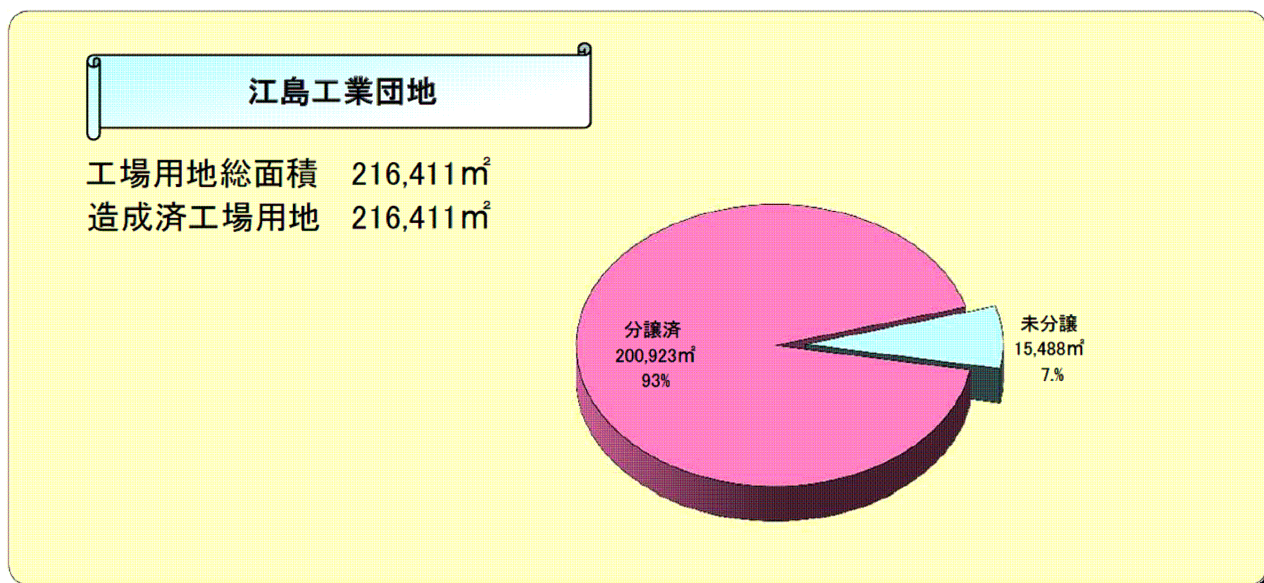
分譲予定面積：21.6ha

分譲単価：14,300円/m²

分譲状況（平成28年3月現在）

- ・分譲済面積：20.1ha
- ・分譲率：92.8%
- ・分譲企業：18社

(分譲実績)



(年度別分譲実績)

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
分譲件数 (件)	0	2	1	0
分譲面積 (㎡)	0	2,273	1,059	0

【江津地域拠点工業団地】

- 八戸ダムに貯留されている豊富な工業用水を活用し、用水型企业中心の誘致を図り、石央地域の拠点的な工業団地を目指して造成した。
- 各種優遇制度などを背景として分譲を進め、分譲率は造成済用地の80.4%となっている。

（施設概要）

造成工事：昭和55年度着手 昭和63年度部分完成

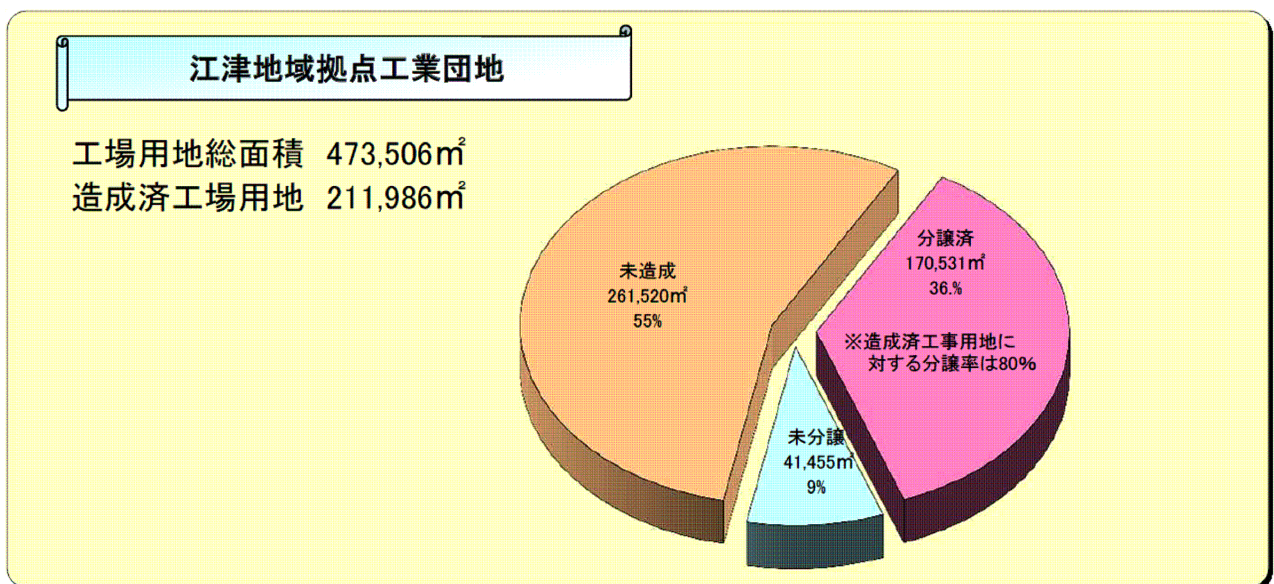
分譲予定面積：21.2 ha

分譲単価：12,000円/m²

分譲状況（平成28年3月現在）

- ・分譲済面積：17.1 ha
- ・分譲率：80.4%
- ・分譲企業：10社

（分譲実績）



（年度別分譲実績）

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
分譲件数（件）	0	0	0	2
分譲面積（m ² ）	0	0	0	35,227

(2) 現状と課題

① 新規分譲に向けた企業誘致の推進

地元市、関係機関、県関係部局と連携して、企業の誘致に取り組む必要がある。

② 未造成地の着手検討

江津地域拠点工業団地は、造成済面積の8割が分譲済みとなっている。

工業団地へのアクセスが改善される山陰道の開通も控え、新規分譲の増に対応した第2期造成について検討する必要がある。

(3) 目指す方向

- 県内の産業を振興し雇用の場を確保するため、企業誘致により工業団地の分譲を推進する。
- 主な取り組み
 - ① 地元市や県関係部局との連携により、工場用地の分譲を進める。
 - ② 江津地域拠点工業団地の第2期造成について検討する。

(4) 実現方策

○ 目標と行動計画

(目標)

- ① 工業団地の分譲促進

(行動計画)

- ① 工業団地の分譲
- ② 工業団地の造成（江津）
- ③ 企業との情報交換

○ 投資計画

○ 財政計画

- ① 資本的収支

○ 経営見通し

- ① 収益的収支
- ② 積立金等

5. 各事業に属さない取り組み

(1) 概況

- 集中豪雨や地震などの自然災害をはじめ、予測できない非常事態にも迅速な対応ができよう、マニュアルの整備や訓練の実施などの危機管理対策を行ってきた。
- 現場での作業や職場研修等を通して、技術の継承や職員の技術力の向上を図ってきた。
- 企業局事業への理解を深めていただくため、各事業施設の見学会や出前講座の実施、PRグッズの配布等を行ってきた。
- 平成26年度からは「江津万葉の里再生可能エネルギー見学ツアー」を企画するなど、新たな試みも行ってきた。
- 森林が持つ水源涵養機能を高め、それに向けた県民意識を高めることや参加の場を設けることを目的として、森づくり（源流地域保全支援事業）を実施してきた。
- 地域の一員として、道路、河川、公園などの公共施設をきれいにし、大切にしている取り組みや、地域のイベントに積極的に参加してきた。

(2) 課題

- ①危機管理体制の強化
- ②技術力の継承と人材の育成
- ③県民理解の推進
- ④地域社会への貢献

(3) 実現方策

○目標と行動計画

(目標)

- ①危機管理体制の強化
- ②技術力の継承と人材の育成
- ③県民理解の促進
- ④地域社会への貢献

(行動計画)

- ①危機管理訓練の実施
- ②関係機関との連携強化
- ③技術力の継承
- ④講習等の受講
- ⑤ホームページを利用した情報発信
- ⑥施設見学・出前講座の充実
- ⑦森づくり事業の実施
- ⑧地域活動への参加

第5. 計画の推進体制

1. 計画の進行管理

- 毎年度の取り組み実績について評価を行うとともに、外部有識者を構成員とする「経営計画評価委員会」から意見を聞き、必要な見直しを行なう。
- 計画中期の5年を目途に実績を検証し、必要に応じて計画内容を見直す。

2. 計画達成状況の公表

- 企業局の経営状況や、経営計画評価委員会での計画達成状況の評価等について、企業局ホームページを活用して積極的に情報を開示する。